(乗車装置)

- 第26条 自動車の乗車装置の構造に関し保安基準第20条第1項の告示で定める基準は、 次の各号に掲げる基準とする。
 - 自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安 全な乗車を確保できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げる基準 はこの基準に適合するものとする。
 - イ 側面に扉、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席であって、肘かけ又 は握り手を有するもの。
 - ロ 二輪自動車の後部座席であって、握り手及び足かけを有するもの。
 - ハ 消防自動車の立席であって、握り棒及び滑り止めを施した踏板(奥行 30cm 以上) を有するもの。
 - ニ バス型自動車の立席であって、つり革、握り棒又は握り手を有するもの。
 - 二 座席の座面上における車両中心線上の鉛直面と平行な座席の中心線上において、その前端から 200mmの位置にある点と天井までの長さのうち背もたれと平行なものは、 運転者席及びこれと並列の座席にあっては 800mm 以上、その他の座席にあっては 750mm 以上であること。ただし、着席時にその長さが 850mm 以上ある場合において は、この限りでない。
 - 三 リンク式ドア開閉装置にあっては、構造上乗客の足をはさむ等安全な乗車を確保で きないおそれのあるものでないこと。
- 2 保安基準第 20 条第4項の告示で定める基準は、別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第 44 号第4改訂版補足第4改訂版の規則 6.1.6.に定める基準に適合するものであればよい。
- 3 専ら乗用の用に供する自動車のインストルメントパネルの乗車人員の保護に係る性能 等に関し、保安基準第20条第5項で定める基準は、別添28「インストルメントパネル の衝撃吸収の技術基準」に定める基準とする。ただし、乗車定員11人以上の自動車、 二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 20km/h 毎時未満の自動車にあっては、この限りでない。